

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.056

処 分 名	長期優良住宅の改善命令（第 13 条第 1 項）
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定計画実施者が、認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行ってないと認められるなど、長期優良住宅の普及に関する法律第 13 条に該当する場合は、その改善に必要な措置を講ずることができます。
根拠法令等・条項	長期優良住宅の普及に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 13 条第 1 項
処 分 基 準	改善命令は、報告の徴収により建築又は維持保全の状況を把握し、適切な指導を行うことにより改善の措置を十分促した上で、なお改善が行われない場合に行うものであるが、あらかじめ具体的な処分基準を定めるのは困難である。
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 4 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

【根拠法令】

■長期優良住宅の普及に関する法律

(改善命令)

第十三条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。